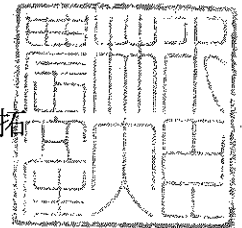


元消安第 3782 号
令和元年 12 月 10 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



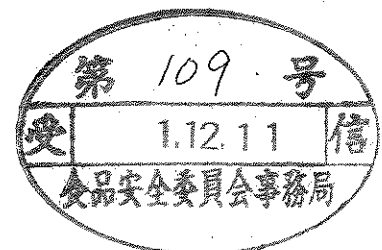
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき下記に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること並びに当該飼料添加物を含む飼料の基準及び規格を改正すること。

ムラミダーゼ



ムラミダーゼの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

ムラミダーゼは別名リゾチームとも呼ばれ、生体内に常在しムコ多糖類を分解する加水分解酵素である。

飼料添加物として鶏用飼料に添加することで、消化管内に滞留する難溶性の細菌由来ムコ多糖類を分解し、飼料の栄養成分の有効な利用を促進することが期待される。

今回、要望のあったムラミダーゼは、遺伝子組換え生産菌 *Trichoderma reesei* QM6a 株を宿主株とし、*Acremonium alcalophilum* 由来のムラミダーゼ遺伝子を合成して得た DNA を挿入させた組換え生産菌 *Trichoderma reesei* JPTR003 株を用いて生産されたものである。

海外では、EU、米国において既に使用されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、平成 31 年 3 月 1 日に農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会において、飼料添加物の効果安全性に関する審議が終了している。

2. 改正の概要

ムラミダーゼを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は鶏（ブロイラー）用飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、告示及び省令の改正の進めを進める。